

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

第10回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（第10回）

議事次第

日時：令和3年4月9日（金）15：00～17：00
オンライン開催

1. 開 会
2. 議 事
とりまとめ（案）について
3. 閉 会

○野村企画官 定刻となりましたので、ただいまから第10回「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日も、ウェブ会議にて開催をさせていただきます。

今回から、4月の人事異動に伴いまして東京都の多田構成員の後任として中嶋構成員、それから大阪府の田中構成員の後任として林構成員に御参画をいただくことにさせていただいております。

委員の出欠につきましては、榎本構成員から御欠席の御連絡をいただいております。また、中嶋構成員の代理で吉野様に御出席をいただいております。

また、今回も傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。本ワーキングチームの録音、録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意いただければと思います。

それでは、これより先の議事は相澤座長にお願いしたいと思っております。どうぞお願いいたします。

○相澤座長 座長の相澤でございます。

新しい年度になり、構成員の変更がございました。新たに加わった構成員の林様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局から資料の確認等をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○野村企画官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1-1「とりまとめ（素案）（見え消し版）」。

そして、資料1-2として「とりまとめ（素案）（溶け込み版）」。

そして、資料2として「とりまとめ案の子どもの意見聴取について」。

このように事務局のほうで御用意し、加えて池田構成員、栄留構成員、川瀬構成員、中村構成員、堀構成員から共同で提出資料を構成員提出資料として御提出をいただいております。

ほか、参考資料を配付しております。

以上でございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

資料の欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

（首肯する構成員あり）

○相澤座長 それでは、議事に入ってまいります。

本日は、前回の議論を踏まえ、座長として事務局と相談の上で事務局に取りまとめ案の修正版を用意してもらいました。これを基に御議論をお願いしたいと思います。また、取りまとめに向けて、子どもの意見聴取についても最後に若干の時間を取って御意見を頂戴したいと思います。

それでは、事務局から資料1-1、見え消し版の説明をお願いいたします。

○野村企画官 企画官の野村でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1-1「とりまとめ（素案）（見え消し版）」について御説明をさせていただければと思います。資料1-2は、それが溶け込んだというところがございますので、1-1で御説明をさせていただきます。

今回、前回の御指摘をいただきまして修正をした箇所についての御説明をさせていただきます。

1 ページ目でございますが、上から6行目、「死亡事例や重症事例も依然として発生しており、中には、子ども自身の意見が適切に反映されずに危険に陥っている事例もあることが指摘されている。」と、このワーキングチームの創設の経緯となったバックグラウンドをしっかりと記載すべしという御意見を踏まえて記載をしております。

それから、2ページ目に細かいですが、「権利擁護の枠組み・機関」とあったところを「仕組み」というふうに修正をさせていただきます。

同様の修正を以降、適宜させていただきます。

3 ページ目でございます。子どもが意見を表明する際にハードル、障壁、そういったものがあるという御意見がございまして、それを踏まえまして3ページ目、「その背景には、大人を信用できない、相談した後のことが心配である等の様々な要因がある。」というふうに記載をし、「子どもが意見表明するうえでの障壁を取り除くとともに」というような記載を追記してございます。赤字の部分で示しております。

また、4ページでございますが、(1)の①の「措置・一時保護の決定の場面」で【措置】としてかぎ括弧をつけておりますけれども、そこで在宅指導というものもしっかりと範囲として明記するというところでございますので「在宅指導」というところを入れております。

また、「子どもの年齢や発達に応じた適切な説明を尽くすことを前提に」というような記載も加えてございます。

それから、「子どもの年齢等を踏まえつつ」という記載をしておりましたが、「子どもの年齢等に合わせた適切な方法により」と記載を変えてございます。

それから、なお書きのところを赤字で追加をしております。「なお、これらは個々の行政処分に係る意見聴取であるが、里親委託又は施設入所措置がされている場合においても、担当する児童福祉司や児童心理司が子どもと継続的に関わることは重要であり、通常の面会による支援に加えて、少なくとも半年に1回は措置の変更や継続に関する説明と意見の聴取を行うべきである。」というふうに記載を加えてございます。

また、自立援助ホームについての御指摘がございましたので、「自立援助ホームについては契約に基づいて入所する施設であるが、入所にあたっては児童相談所が調整を行うことから、措置と同様、自立援助ホームの利用調整を行う場合にはあらかじめ子どもの意見を聴取すべきである。」というふうに記載をしております。

また、「児童福祉法第2条第1項の規定からも明らかであるが、個別具体のケースで措置等をする場合において都道府県等が適切に対応するよう、その具体的な方法に関しては、児童相談所運営指針等に明記して徹底していくべきである。」ということに記載しております。

6ページ目でございますが、意見聴取の議論に伴いまして体制についての御意見、体制強化の必要性についての御意見をいただきましたので、6ページ目に「また」として「子どもの意見が十分に聴かれない背景には、児童相談所や一時保護所の業務負担が過重であり、一人ひとりの子どもに十分な時間をかけて対応することが難しいという事情もあることから、人員体制の強化にも引き続き取り組んでいくことが必要である。」という記載を加えております。

また、6ページの一番下でございますが、「里親に委託する児童については児童相談所が自立支援計画を作成することになっている。既に」というところで、「児童福祉法第11条第1項第2号ト（5）には「児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて」計画を作成することが定められているが、これがより実効あるものとなるよう、会議に子ども本人が参加するなどの方法を里親委託ガイドライン等に位置付けて推進していくべきである。」というふうに記載をしております。

それから、7ページの下でございます。なお書きで「障害児入所施設に契約で入所している子どもにおいても、意見を聴かれる機会が確保されることは重要である。」というふうに明記をしました。

8ページ目でございますが、【意見表明支援員の配置】の部分でございますけれども、「それらの機関との間に利害関係が無いという意味での独立性が求められる。」というところで、独立性の中身を具体的に記しているところがございます。

それから、9ページ目でございます。【意見表明支援員の活動】として、「厚生労働省の」で始まるパラを1つ加えております。「調査研究事業「アドボケート制度の構築に関する調査研究」によれば、」というところで6つの基本原則が挙げられている旨を書かせていただき、「これらは上記の活動を行ううえで常に求められるものである。」というふうに明記をしました。

10ページにおきましても同様の部分で、【意見表明支援員の資質】として「少なくとも」で始まる場所ですが、「意見表明支援に関する基本的考え方や、「エンパワメント」、「子ども中心」、「独立性」、「守秘」、「平等」、「子どもの参画」という意見表明支援の基本原則を理解し身につけることが必要である。」というふうに書いております。

それから、スーパーバイズ、スーパーバイザーの部分についての記載が必要というふうにございましたので「さらに」というところで、「適切な意見表明支援を実施していくためには、高い専門性を有する有識者や相応の経験を積んだ意見表明支援員（スーパーバイザー）による指導・教育を通じて、継続的に意見表明支援のスキルを向上させていくことが重要であり、スーパーバイズを受けられる体制整備が必要である。」というふうに記載

をしております。

11ページ、「政策決定プロセスへの子ども参画」というところがございます。従前、社会的養育推進計画への参画から書かせていただいておりますけれども、前回の御議論で子ども家庭福祉の政策決定プロセスそのものへの参画といったようなところがあるのだという御示唆をいただきまして、①として「子ども家庭福祉の政策決定プロセスへの参画」として記載を追加しております。

12ページは、その追記をしたというところがございます。

13ページ目でございますが、「社会的養護の当事者団体の活動の活性化」の部分でケアリーバーの声を集めるという部分について御意見をいただきました。「また」としてありますけれども、「社会的養護のもとを離れた後の自立生活に係る課題等を解決するうえでは、ケアリーバーの声を集めることが重要となる。令和2年度にはケアリーバーに対する全国調査を国として実施したが、このようなケアリーバーの意見を集約し、政策立案に活かす取組を今後とも継続するとともに、各自治体においても取り組んでいくべきである。」というふうに記載をしております。

それから、13ページ、14ページのところでございますが、「権利擁護の仕組み」として子どもの権利擁護を考える上でのあるべき形についてまずしっかりと記載する必要があるというふうな御指摘を踏まえ、14ページは赤がずっと続きますが、「子どもの権利擁護については」から始まる部分でございます。「子どもの権利擁護については、児童福祉法第1条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定され、また、同法第3条はこれを「児童の福祉を保障するための原理である」とし、さらには「すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。」と規定されている。

児童福祉法第1条の原理のもとでは、全ての子どもの権利が擁護されることが必要である。それを果たすためには」ということでポツを4つ書かせていただいて、そういった機能が必要である。

「本来、あらゆる子どもの権利擁護を司る行政から独立した機関を国に設置し、自治体に設置されている権利擁護機関とも連携しながら、社会において子どもの権利が保障されているかどうかを監視し、子どもが暮らす中で受ける権利侵害の事案について調査や審議を行い子どもの権利が回復されるよう意見具申等すること、子どもに関する制度について権利擁護の観点から政策提言を行うこと、市民に対する教育・啓発を展開することが必要である。」というふうにして、あるべき形について書かせていただいております。

「一方で」というところで、「我が国において、子どもの権利全般に対応する国の権利擁護機関（コミッショナー（・オンブズパーソン））を創設するには子ども家庭福祉の範囲を超えるため省庁横断的な検討が必要となる。また、自治体の取り組みも一部にとどま

っており、どのような発展が可能かを検討する必要がある。」

「そこで、本ワーキングチームでは」ということで、「権利が制約されている状況にある子ども家庭福祉分野の子どもの権利擁護を前進させることが急務であることから、まず、この分野での権利擁護の仕組みを提案するとともに、本来あるべき子どもの権利擁護の制度に関しても提示することとした。

子ども家庭福祉分野での個別の権利侵害の救済については、自治体において児童福祉審議会又はそれとは別の権利擁護機関（既にいくつかの自治体で設置されている自治体オンブズパーソン等）を活用することにより対応が可能である。また、自治体に対する政策提言や市民に対する教育・啓発に関しては、自治体オンブズパーソン等が既に取り組んでいるほか、児童福祉審議会も運用の仕方によって一定の対応が可能である。

以下は、上記の前提のもとに、権利擁護の具体的な仕組みについて検討したものである。」というふうにして全体の議論の経過を書かせていただいたところでございます。

以下、15ページ、16ページ、また16ページのところで「独立性が限定的なものになるというデメリットがある。」というところで、児童福祉審議会のデメリットを明記しております。

それから、18ページが具体的に「一時保護所における私物の所持制限」とか、そういうふうな例示を書かせていただくとともに、ただし書きで書かせていただいたものがございます。「子どもに申立先を選ばせるのは困難である場合もあることを踏まえ、丁寧に仕組みの説明や教示を行いつつも、権利擁護機関と施設・一時保護所内の窓口・第三者委員等との間で、受理した事案ごとに対応する機関を協議するなど調整を図ることが必要である。」というふうに記載をしております。

それから、18ページのなお書き以下、「18歳を超えたケアリーバーがインケアの時に受けた過去の対応について」といったところで記載をしておりますが、「少なくとも」で始まる真ん中くらいのところですね。「児童相談所としては、ケアリーバーが過去の経緯等を知りたいと思ったときに相談に乗るなど適切に対応すべきである。」

「あわせて」ということで、「児童相談所運営指針に定められている児童記録票の保存期間（施設入所等の措置をとった児童は満25歳になるまで、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存）を遵守していくべきであり、措置を解除する際には保存期間について適切な説明を行うべきである。

また、平成29年8月の「新たな社会的養育ビジョン」において「知る権利を担保するためには代替養育を担う施設や里親においても、少なくとも、対象の子どもが亡くなるまで記録を法人が責任をもって保存すべきである。」とされていることも踏まえるべきである。」といったようなところを書いております。

それから、なお書きで書かせていただいておりますが、「関係機関からの申立てについては、児童相談所の対応に改善の見込みがないと関係機関が判断する場合等に想定されるが、いずれにしても、申立の前にまずは児童相談所と協議を尽くすべきであることに留意

が必要である。」といったところも書いております。

それから、20ページでございます。「また」として、「権利擁護部会（仮称）が事案を審議する前提として、関係機関等に対する調査を実施することが必要になるが、調査の要員についても一定の独立性が担保されていることが望ましく、例えば、調査対象となる児童相談所や施設の関係者は調査の要員として望ましくないことに留意が必要である。その上で、独立性を高めるために、権利擁護調査員（仮称）を配置することとし、弁護士等を部会の事務局に雇用する、若しくは外部の団体（例えば地域の弁護士会等）に委託するなどの手法を採ることが望ましい。」というふうに記載をしました。

それから、21ページの迅速性の部分の記載を持ってきたという形での記載にしております。

それから、21ページの「アクセシビリティ」のところでは「SNSの活用」で、「夜間も含め、子どもがアクセスしやすい時間帯に相談を受け付けることができるように留意すべきである。」といったような記載をしております。

それから、23ページで、従前「監視、評価、啓発、政策提言の機能」としていたところですが、「子どもの権利擁護機関としてあるべき制度」というふうに記載を改め、当初①として「第三者評価」としておりましたけれども、24ページでございますように「①国のコミッショナー」として修正をしております。

それから、次に「自治体のコミッショナー」というふうに記載をし、最後に25ページで（3）として「第三者評価」ということで記載をしているところでございます。

それから、「おわりに」のところ27ページでございますが、「そして将来的には、取組の進展状況等に応じ、国の権利擁護機関のあり方に関する省庁横断的な検討の場を設けることや、子どもの権利に関する基本法の制定について検討することを含め、あるべき姿に向けた検討を続けていくべきである。」というような記載を加えておるところでございます。

以上でございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、前回同様、区切って御議論をいただきたいと思います。まずは、冒頭の「はじめに」から「1. 基本的な考え方」までですね。3ページの途中までですが、ここについて御意見のある方は手を挙げる機能を使用して挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。

実は、私が発言したのではない箇所の反映ですので、これはその発言をされた方に御意見をお伺いすべきかもしれないのですが、1ページ目の「はじめに」の最初のところに赤字で追記された部分に関する質問です。「死亡事例や重症事例も依然として発生しており」

という部分なのですが、「中には、子ども自身の意見が適切に反映されずに」とあります。私の今から申し上げる質問は、前回も発言した内容にちょっと関わるのですが、子どもを虐待から保護するという話と、意見表明という話が同義、同じ意味で使われているような気がするがあります。それで、この権利擁護に関するワーキングチームでの全体の議論に関わる話で、従来から何度か気になっておりますが、子どもを死亡事例や重症事例から保護しなくてはいけないという話は、そもそも子ども自身がそれについて意見を述べる機会があったかどうかや、述べた意見が適切に反映されるかどうかを超えるといえますか、それは本来そういう状況が発見されて認知された場合には適切な保護をしなくてはいけないという話ではないかと思っております。

それで、ここに「子ども自身の意見が適切に反映されずに」と表現されますと、何か子ども自身が意見を言わなければ必要な保護がされないのかというふうにならないかと、私自身は読んだときに懸念があるのですが、ここについて発言をされました方の御意見をお伺いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ここについては、堀構成員でしょうか。

○堀構成員 そこについては、私が意見を出させていただいたと思います。

今、大谷先生がおっしゃったことは、まさに私もそのとおりだと思います。ですから、死亡事例や重症事例が依然として発生しているというのは最も深刻な部分であって、ここと後をつないでしまっているところに問題があるのかなというふうに感じています。

それで、実際に子どもたちの意見が適切に反映されなかったということは、この間の事件の中で検証委員会などでも報告があって、それはそれとして非常に重大な問題であるということは事実だと思います。

イギリスのいろいろな虐待死事件でも、子どもの意見をしっかりと反映していなかったということが適切な支援や子どもたちの保護ができなかった一つの要因であるということからアドボカシー制度ができてきたという経緯もありますので、こちらはこちらとして大変重要だと思いますけれども、その前提としては大谷先生が言われたように死亡事例や重症事例が発生していて、それについては意見が出るかどうかということとはかかわらず、しっかりとした形で対応していかないといけないということだと理解しております。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

大谷構成員、よろしいでしょうか。

(大谷構成員 うなづく)

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに今、区切ったところでございますでしょうか。

堀構成員、どうぞ。

○堀構成員 私が申し上げたかった部分は、3ページの下から4行目でしょうか。「したがって」というところで、「子どもが意見表明するうえでの障壁を取り除くとともに」というところです。

○相澤座長 それは次の区分ですので、では次にいきましょうか。

○堀構成員 失礼しました。

○相澤座長 それでは、続いて「2. 子どもの意見表明権の保障」に移りたいと思います。まずは、「(1) 個別のケースにおける意見表明」で区切りたいと思います。3ページから11ページの途中まで、御意見がある方はお願いします。

では、堀構成員お願いします。

○堀構成員 ありがとうございます。

3ページの下から4行目でしょうか。「したがって、」という文章なのですけれども、赤字の部分は消されていて、「そのような子どもの状態について理解ある者が意見表明を支援する仕組みもあわせて構築することが必要である。」と書かれております。これであれば、理解のある者が意見表明を支援するというか、そこだけのような印象を持たれてしまうのですが、私が加筆をお願いしたいと思うのが、例えばこういう文章はどうかと考えてみました。

言葉によらない意見や気持ちの表明を理解しようとする姿勢を持つこと、意見表明に当たって障害及び年齢に適した支援を提供すること及び子どもの状態について理解のある者が意見表明を支援する仕組みも併せて構築することが必要である。

国連子どもの権利委員会一般的意見第7号で、「乳幼児の意見及び気持ちの尊重」という形で、乳幼児や、当然言葉を持たない障害児にも該当すると思いますけれども、そういった子どもたちの言葉によらない意見や気持ちの表明をしっかりと尊重するということが明確に書かれています。したがって、そこは関係者というのでしょうか、意見を聴取する人たちがしないといけないということが1点です。

もう一点は、障害者権利条約第7条の「障害児の権利」の中に、障害児は意見表明に当たって「障害及び年齢に適した支援」を提供される権利があると書かれていますので、この「障害及び年齢に適した支援」という権利条約第7条の条文を入れていただければという意見であります。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、池田構成員お願いします。

○池田構成員 ありがとうございます。

私からは、配付をしていただいております構成員意見書について御説明させていただければと思います。構成員配付資料としてあります構成員意見書を御覧いただければありがたいのですが、これは栄留さん、川瀬さん、中村さん、堀さん、私の5名での共同の意見ということです。私が代表して、まず御説明したいと思います。

これは、大きなこの取りまとめの方向性について根本的に異なるような意見を申し上げたり、あるいは違う方向性の記述を求めたりということではありません。今までの議論がある程度この取りまとめ素案に反映していることを評価しつつ、さらによくなるように幾つか上乘せをしていただきたいという意見書でございます。

中身については大きく3点ありまして、1つ目、2つ目は私から御説明差し上げて、3つ目については川瀬さんから御説明いただきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、「児童からの意見聴取について」です。これは、聴取すべきということを法律上明記すると取りまとめ素案に書いていただいています、大変結構だと思っています。

ただ、聴取すべき場面ですね。これに少し漏れがあるようにも見られましたので、この辺りもお願いしたいということで記述しているところです。

ここで特に言っていますのは、一時保護を終了する場合と、それから施設入所に替えて医療機関に委託を行う場合の2つを入れてくださいということを書いているのですが、恐らく事務局のほうではもともと排除する趣旨ではなかったのかなと思いますので、適宜それが分かるように書いていただければという趣旨でございます。

それから、聴取した意見について正当に重視するという規定を設けていただければということです。現状でも児童福祉法の2条1項で、児童の意見を尊重するということが書かれているのですけれども、理念的に2条1項だけではなくて、この個々の場面で聴取した子どもの意見それぞれについても正当に重視されるということを規定していただくのがよろしいのではないかとこのところでございます。以上が、1点目です。

2点目ですが、「アドボケイトを利用する機会の提供について」ということで、この取りまとめ素案の中では意見表明支援、あるいは意見表明支援員というくくりで記載されているところに関わる意見でございます。

今、取りまとめ素案の8ページの赤で修正をしていただいている部分ですけれども、「子どもの意見表明を支援する権利擁護の環境の整備に努めなければならない旨を規定すべきである。」と書いていただいています。これは、恐らく前回の会議で、この点について法律上の規定を設けてほしいという意見を栄留構成員と私から申し上げたところを反映していただいたのかと思いますけれども、ここでの意見では、さらにこの整備すべき環境の内容として意見表明支援員、子どもアドボケイトですね。それを法律上もしっかりと明記していくべきではないかという意見でございます。

それで、今、申し上げた1点目、2点目について、これは児童福祉法に仮に何らかの法律上の規定を設けるとした場合に、シミュレーション的に条項案、そこまで精査されているものでもないかもしれませんが、条項案というようなものをイメージするために、この意見書の末尾に書いてあります。これを書くことで、想定している制度のコアとなる部分が理解していただきやすいのではないかとこのことです。

中身の説明は割愛しまして、3点目について川瀬さんをお願いしたいと思います。

○川瀬構成員 池田構成員、ありがとうございました。3点目について、ごく簡単にお伝えさせていただきます。

この仕組みを作ること自体に、ユースの声がきちんと反映されていく中で作られていくことがすごく大事だと思っております、私どもの団体でやっているアドボケイト養成講座、人材養成の部分で、当事者の方から聞かれてきた声ですとか、あるいは研究会のほうでユースの方々から聞かれてきた声で、やはり支援がうまくいっていない、ミスマッチが起きているときに、またその別の形で支援という名前を掲げて子どもと関わることの難しさが当事者から複数聞かれてきております。

そういった意味でも、今日お示しいただいた素案の中で一定の独立性を何度かお示しいただいたところなのですが、それを補完するような形で、少なくとも行政上の文章で意見表明支援員となっているところは、それはそれでいいかなと思うのですが、呼称は、子どもが接するときにアドボケイトなのか、別の呼称が適切なのかはちょっと分からないところがあるのですが、少なくとも支援のためにあなたと関わっていますよ、とは違う関わり方が必要なのではないかと考えて3点目のところを示させていただきます。

これをどのように反映していただくのか、そこまで具体的にお伝えすることができないのですが、御参考までにお含みおきいただければ幸いです。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかに連名になっておられる構成員の方から、何か補足みたいなものはありますか。特によろしいですか。

○堀構成員 では、3点目に関して簡単に補足をさせていただきます。

意見表明支援員という言い方、一般的にそういうような支援員という言葉が多くの場合で使われていると思うのですけれども、アドボケイトの場合にはやはりレイマンといいましょうか、いわば常人というか、素人といいましょうか、そういったものの感性というものが非常に重要であるということが独立性ということの意味の中にも含まれているというふうに感じています。

司法の分野で裁判員の制度ができたのもそういった市民の感覚といいましょうか、そういうものを取り入れるということできてきたものなのですから、アドボケイトの場合も専門家でない、やはり一般的な常人の感覚が重要で、そこで自分が子どもだったらとか、自分の子どもだったらということを考えたときに、やはりこういうことは嫌だろうとか、こうしてほしいだろうとか、その感覚というか、アドボカシーが重要だと思うのです。その意味で、いわゆる専門性というか、従来の専門家の持っている専門性とは少しやはり違う、質的に違うものなので、何かうまい表現がないかと思えます。

そこで、意見表明支援員というふうに呼んでしまうと、どうも従来の専門家の一つの新たな職種というか、そういうふうなニュアンスになりかねないんじゃないかというところで、少し私も川瀬さんと同じように思いました。

以上です。

○相澤座長 どうも御意見ありがとうございました。

それでは、大谷構成員をお願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。

私の意見は、見え消し版の5ページの上から3つ目の段落でしょうか。「なお」で始まる部分で、赤で追記していただいた箇所は、私が前回の会議で申し上げたことへの対応で追記してくださったと理解しております。ありがとうございます。

そのときの私の発言が明確でなかったのかもしれないのですが、前回申し上げましたのは、子どもから意見聴取をした結果、最終的な決定においては子どもの最善の利益を優先して決定しなければならないという子どもの権利条約3条がかぶってくるわけですが、その点をはっきり書いていただきたいというのが前回の意見でした。

そのときに、児童福祉法2条1項の規定では、そこが明らかではないと申し上げたつもりだったのですが、今日、事務局のほうで追記してくださったところには、「明らかであるが」と書いてあるのは、私の発言と実は理解が相入れないので、その点をもう一度発言したいと思います。

取りまとめの中でも3ページに児童福祉法2条を挙げていただいているのですが、改めて申し上げますと、2条は主語が全て「国民は」となっています。そして、文章のくくりも「努めなければならない」とありまして、私はこの条文が加わったときの詳しい議論を踏まえていないので、もし誤解があれば大変恐縮ですが、この2条の書きぶりは、まず1つには総則的な規定であるということ、先ほど池田構成員の御発言ともちょっと関係するのですが、子どもの権利条約12条も3条も子どもに影響を及ぼす具体的な決定が行われる部分のことを考えています。

この2条の総則だけでは、それは明らかであるとまでは読めないのではないかと。ですから、はっきりとその決定に関わる部分において、子どもの意見を相応に考慮し、なのか、先ほどの構成員提出資料の違う訳語も使うべきだという問題は、ちょっと今は置きますが、12条で言っていることをきちんと考慮して、そして子どもの最善の利益を優先して決めなければいけないということをはっきり新たに書くべきだろうと思っています。

さらに言えば、2条は「全て国民は」の主語で始まって「努めなければならない」なので、そういう義務を国が負っているというふうにはなかなか読みにくいのではないかと思っています。その意味からも、改めて書いていただきたい。

したがって、赤で追記してくださった部分は、児童福祉法2条1項の規定からは明らかとは言えないので、というのが私の意見です。

それから、その後、児童相談所運営指針等に明記するのでは足りなくて、児童福祉法に新たに明記すべきであるという意見として申し上げました。

以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

それでは、久保構成員をお願いします。

○久保構成員 ありがとうございます。私からは2点、先ほど池田構成員ほか4名の方から提案のありました意見書についてです。

1点目については、大枠で私も賛同させていただきたいと思っております。

ただ、このワーキングチームが意見表明権に限っているところでもありますので、本来であれば前からお話が出ています子ども基本法の中にこういったことを明記するのがいいかなとは思っておりますし、また、法律に規定してほしいと言われている最後の1から6までの内容も私は大枠で賛同はするものなんですけれども、その意見表明権の意見表明を聴取する部分が突出して書かれているだけなので、その後の例えば不服申立ての点とか、そういった制度全体の規定があればいいのかなとは思いますが。

ただ、このワーキングチームは時間の制限もありますので、こういった内容を法律の中に規定していくのがまずはよかろうと思えます。1点目は、そういうことです。

2点目は、この取りまとめ案の5ページの【一時保護】の点です。前回も発言させていただきましたけれども、この検討会とは別にもう一つ、一時保護の在り方に関する検討会が開かれていて、このワーキングの事前説明の中ではその一時保護の在り方に関する検討会の取りまとめの中でも司法関与が触れられるということを知っております。

ですので、この5ページの【一時保護】のところでも、真ん中の「したがって」以降、「決定に際して子どもの意見を聴くことを原則としつつも、緊急保護などあらかじめ意見を聴くことが難しい場合には、事後速やかに意見を聴くこととすべきである。」という点なんですけれども、ここについては司法関与がなされる場合には、その司法手続の中で原則として事前に子どもの意見を聞いて一時保護についての決定をし、緊急な場合については、事後、子どもの意見を踏まえた司法手続の中で子どもの意見を踏まえて決定をする、というような文言を入れていただければと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、栄留構成員をお願いします。

○栄留構成員 前回から、かなり追記いただいて本当にありがとうございます。先ほどの池田構成員のおっしゃっていることは、私も書かせていただいたので賛同しているわけなんですけれども、それをどう入れ込んでいくかということでの御提案です。

例えば、4ページの下から7行目のところなんですけれども、子どもの意見を聴取し、年齢及び成熟度に従って正當に重視しなければならないことを児童福祉法に規定すべきである、といったような、ただ聞くだけではなくそれを重視するといったところも含めていただきたいと思えます。

それからもう一点、最後ですけれども、8ページの部分で、そこも下から8行目です。「具体的には」というところで、児童福祉法上、都道府県等は意見表明支援員の配置を含め、などではなくて、含め、子どもの意見表明を支援する環境を整備しなければいけない、

といったようなもう少し踏み込んだ形で書いていただけると、本当にこれが形骸化せずに意見表明支援員というものが確立していくのではないかと考えているところです。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、奥山構成員をお願いします。

○奥山構成員 ありがとうございます。

先ほどの堀先生の御意見で、一般の市民感覚が大切というのはそのとおりだと私も思います。一方で、ヒアリングで来てくれた「つなぐ」などは、セラピードッグを使うとか、子どもが意見を述べやすくなるいろいろな工夫をしています。つまり、どうしたら子どもが意見を述べやすくなるのかという研究も必要だと思います。ですから、そこを素人だけで全て対応できるような感じにはしないほうがいいと思います。つまり、市民感覚はとても大切で、その方たちのトレーニングをしてということは当然なんですけれども、それに加えて、どうしたら子どもの意見の表明がもっとうまくいくのかを考えるということも大切な方向ではないかと思っています。

例えば、28条にしても、先ほど一時保護も司法関与で、調査官が子どもに意見を聞きに来るときにパニックになってしまう子どもがいたり、そのようなお子さん、あるいは発達障害のお子さんの意見をどのようにうまく司法に伝えるかとか、そういったところはこれから結構研究していかなければいけない分野だと考えておいていただければありがたいと思いました。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

それでは、堀構成員からお願いします。

○堀構成員

奥山先生、ありがとうございます。私は、アドボケイトの専門性というのが従来の専門性とは少し異なるオルタナティブな専門性というふうに理解しています。プロフェッショナルレイマンという言葉がありますけれども、新たな専門性、素人性といいましょうか、そういう日常性を失わず、そこを土台とした上で構築される新たな専門性として捉えたいという思いがあるものですから、必ずしも素人ということだけではなくて、専門性を高めていくというのは極めて重要だというふうに感じております。そこはありがとうございます。

もう一点、私が申し上げたかったのが、7ページの最後のところに障害児入所施設の契約の子どもたちのことを書いていただいているんですけども、大変これはありがたいと思います。私が前回、発言した部分であります。

ただ、障害児入所施設の子どものたちのことに関しては、ここの日常生活の場面というところだけではなくて、例えば自立支援計画とありますけれども、障害児の子どもたちは個別支援契約というふうに呼ばれていて総合支援法の絡みがあるわけですが、実は子どもた

ちに私も施設で聞いてみると、それがあること自体知らないというような現状で、意見を聞かれているというふうなことでは、そういう自覚は子どもたちにはないという状況があるわけです。

それから、前回は申し上げましたように、措置か契約かというのは非常に地域によってばらつきがあって、同じ状態の子どもたちであっても措置になったり契約になったりしている状況があって、実質的には一緒に生活していて、施設での生活を余儀なくされるという意味では、重大な生活上の決定という意味では措置でも契約でも実は大きな違いがない場合も多いと思うんですね。

そういったことを含めて、障害児の子どもたちの権利擁護は実は本当に遅れていると思いますので、もう少し全体にかかって障害児施設における子どもたちの意見表明権とか権利擁護というのも今後の検討課題である。なかなか踏み込めない部分が、総合支援法とか他の制度との絡みであるのかもしれませんが、変えていかなければと思います。

奥山先生も以前おっしゃっていたような分断の歴史があってこうなってしまうので、やはりそこを何とか超えていかなければいけない。そういう問題意識はぜひ変えていただきたいと思うところです。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

それでは、林構成員をお願いします。

○林構成員 大阪府家庭支援課の林です。田中から林に替わっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

共同提案で提案いただいている分ですけれども、大枠は大阪府としても賛同できる内容かなというふうな思いながらお聞きしておりました。大阪府でも今年度はモデル事業で取り組んでいく予定ではあるんですけれども、そういう上では児童福祉法に意見表明支援を提供することを義務づける規定をしていただけるのはありがたいことかなと思っているんですけれども、先ほど直接御説明がなかった部分で、2番の最後の段落のところ、アドボケイトを利用する機会を提供しなければならないこととか、アドボケイトの独立性が担保されることと書いていただいているところにつきまして、もちろんこれができればとてもいいことかと思うのですが、実務的なこととの関連で申し訳ないのですが、なかなか社会的養護とかアドボケイトの対象とされている全ての子どもさんにアドボケイトを実践していくということについては、独立性を担保しながら全てのお子さんには難しいかなというところです。

これを義務とされると、大阪府はなかなか人数も多いので難しいかなと思いますし、アドボケイトしていただける方々も地域差があり、地域によっては少なかったりもあるかと思うので、自治体としては難しくなるかなと感じたところです。もちろん、方向性としてはそうかなというふうに思っております。

あとは、具体的に提案していただいている①から⑥のところ、④ですね。アドボケイ

トにつきましては、アドボケイトの方を委嘱するという提案をしていただいているのかと思いますけれども、大阪府でも実際、団体さんに委託をするということで実施していく方向もありますので、いろいろな形が取れるようなことにさせていただくほうが実践していきやすいかなというふうに感じております。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

池田構成員、お願いします。

○池田構成員 ありがとうございます。

今、御指摘いただいたところで少しだけコメントをさせていただきますと、子どもアドボケイトを利用する機会の提供というところは、全ての子どもにはなかなか難しいというお話だったのですが、ここで言っている機会の提供というのは、それは使えるんだよという権利告知といいますか、制度の告知をしなければならないということで、もちろん全ての子どもがこの子どもアドボケイトを利用するということは理想かもしれませんが、そうでなくてもいいケースもあるのだろう。子どもが望まないとか、あるいは本当にちゃんと子ども自身が意見表明できるようなケースなどではそれを使わないということもあると思います。そういう意味で、その権利告知をしっかりとる意味合いというふうに御理解いただければと思いました。

実現可能性についてですが、それは確かに全体の状況を見ながら、本当に実質的に子どもの意見表明権の保障がなされていく体制を作りながら法制化を進めていくという形で、中身を伴うものになるといいなというふうに私も思っております。

これとは別にもう一つ意見を申し上げたいのですが、5ページから6ページにかけての【児童相談所等における職員の専門性の向上】というところについてです。これは何か変更してくださいとかという意見ではないんですが、ここが本当に重要だなということの感想めいた意見です。

この取りまとめ素案に至るこれまでのワーキングチームの議論の中で、子どもの意見表明ということで、よりよい制度作りということを議論してきたわけで、その流れを止めるという意味合いでは全くないことを最初に申し上げた上で、他方で、これをどんどん進めていったときに、今の児童福祉行政が非常に様変わりするだろう。いろいろな場面で子どもアドボケイトが入ってくるとか、あるいは子どもの権利擁護機関が関与してくるということになったときに、その児童福祉行政のコアを成しているケースワークが非常に質が落ちてしまうとか、あるいは今まで児童福祉司が担っていたケースワークの一部がどんどんアウトソースされていっちゃうみたいな感じで、児童福祉行政側の質が下がってしまうとか、空洞化してしまうとか、そういうふうになるとやはりいけないと思うんですね。

あくまでも児童福祉司が子どもの言葉を聞いて、それを踏まえたケースワークをちゃんとしていくということは、これまで以上に質を高めていかないといけませんし、そのための人身体制の整備を含め、体制整備というのは非常に車の両輪として必要だなと考えてい

ます。以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、座長ですけれども、私の個人的な見解を1つ言わせていただきたいと思います。
構成員意見書が出されていますけれども、私も今後の方向性としてはいいと思っております。

ただ、私は大分でモデル事業を実施していて、この取組はそう簡単にはいかないと感じております。モデル事業に取り組んでいる関係者の方には、滑走路を長く取ってスピードを上げながらも、じっくりと飛び立つような取り組みが必要であると言っております。

やはり意見表明支援員の実践や養成研修の問題とか、受け入れる社会的養護関係者の十分な説明と理解の問題とか、あるいは予算の問題などもあり、まず意見表明を支援する仕組みを理解してもらって、そして動かしている環境を整備していくことが重要ではないかと個人的には感じ考えております。

例えばいきなり意見表明支援のことを義務規定してしまって、自治体からすると何かやらされ感があるような状況で動かすようなことになると、やはり子どもが不利益を被るような事態を招くリスクもあると感じ考えております。

勇気を持って意見を表明している子どもを万が一、傷つけるようなことになれば子どもに多大な影響を与えることになりかねませんし、それはやはり避けるべきだと考えていますので、じっくりと適切な機関の設置や支援員の養成などの環境整備、方向性としては皆さんの言っている方向でいいと思いますけれども、まずはそういう仕組みを作る環境を整備していくことが必要ではないかと考えております。

先日、大分県の関係者とモデル事業の振り返りをしましたけれども、やはりじっくり取り組んでいく必要性についても話しておられました。これが、私の個人的な意見でございます。以上です。

では、大谷構成員をお願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。

私の発言は、池田構成員の先ほどの御発言に関することです。私も、先ほどの池田構成員の御発言と同じく、何か加筆をしてほしいという意味ではないのですが、先ほどの池田構成員の御発言を聞いて、また、私も従前から感じていたことをもう一度申し上げたほうがいいと思ったので発言の機会をいただきました。

といいますのは、以前に私が報告の機会をいただいたときにも申し上げたことですが、もちろん子どもの意見表明権を確保すること、保障すること、またその支援というのは極めて重要なのですが、もともと子どもに影響を及ぼす行政決定を行うときには、その行う機関が意見を聞く義務があり、そしてまた子どもの最善の利益原則に従った決定をして、子どもの権利を保護、確保しなければならない。そこが大前提の出発です。

それはもちろんみんな同じ共通理解でお話ししていると思うんですけれども、どうしても何となく以前から少し私が感じている懸念は、今日の1ページ目のところに関係するか

もしれないのですが、子どもの意見はこれまであまりにも聞かれてこなかった。だから、それを本当に聞かれるようにしなければいけない。これは重要なのですが、そもそも子どもに関する決定をする、虐待、暴力からの保護を行う機関が適切にそれをしなくてはいけないというところを強化しなければ、意見を言いやすい環境にする、あるいはその支援を強化するというだけで解決できるものではない。

そこで、池田構成員が先ほどの御発言の中で、今後この意見表明支援者というのが入ってきて、権利擁護機関というものが入ってくると、それまでの児童福祉司によるケースワークの質が落ちないかという懸念をおっしゃったと思うのですが、もし何かそういう懸念があるとしたら、それは非常に本末転倒といいますか、そんなことにつながるんだとしたらそれはすごく大変なことで、私はそういうふうな懸念があるとはあまり思っていなかった。

そこを強化しなければいけないというのは従前から思っていますので同じ理解でおりますが、先ほど書き方について加筆をお願いしているわけではないと冒頭に申し上げてしまったのですが、今の書き方でそこはもちろんということを書いてあると思うんですけども、もしかするともっと強く書くべきなのかなという気もいたしました。

すみません。ちょっと中途半端な発言で申し訳ないのですが、さっき池田構成員がおっしゃったことはすごく重要で、私も従前から思っておりましたので、もう一度改めて発言させていただきました。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、堀構成員をお願いします。

○堀構成員 ありがとうございます。

先ほど座長がおっしゃったことも大変重要で、確かにそういう懸念があるなというふうに私も感じますので、その部分もしっかり対応していく必要があると感じるのですが、同時に先ほど大阪府のほうからおっしゃったように、これから取り組もうとしている自治体にとっては、やはりこういう形でしっかり書かれてプラットフォームというんでしょうか、そういうものがしっかりとできていくことがやはり進めていく上で大変支えになっていくというふうにも感じますので、じっくり取り組んでいくということは確かに必要なんですけども、そういったものがないとなかなか新しいことは進んでいかないところもありますので、総合的に見て、やはり私は児童福祉法の記載をしていただいた上で、今、座長の言われたような懸念を払拭できるような方策を検討していくことができないかというふうな意見でございます。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

中村構成員、お願いします。

○中村構成員 中村です。

私も先ほどの座長の意見に関してになるかと思いますが、私はこのワーキングの初めの

ときに、大人にとって都合のいい仕組みを考えても子どもにとっては意味がないんじゃないかというふうにお伝えをしたかと思えます。

先ほど林構成員もおっしゃっていましたが、確かに受け入れる自治体にとっては難しさとか、突然義務化されても困るとはおっしゃっていませんでしたけれども、突然こういうことを言われたら困るという自治体の難しさみたいなものはあるとは思いますが、書き方とかは専門家にお任せするとして、やはりじっくりしていい問題なのかなと思うんです。

今までずっと子どもたちが意見を聞かれてこなかった、子どもの権利擁護の仕組みが考えてこれなかったという日本の状況であって、それはこの先まで議論を続けていながら先延ばしにするのかなという印象をどうしても感じてしまいました。もちろんすぐにか、義務化とか、その辺はやはり自治体の皆さんの御意見も聞きながらになると思うのですが、その辺はゆっくりしていい問題なのかなという感じがあり、このワーキングも最終局面かと思いましたので、あえて意見を言わせていただきました。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

栄留構成員、お願いします。

○栄留構成員 まず、中村構成員がおっしゃったように、ゆっくりしていいのかというところは一度考えていただきたい部分かと思えます。もちろん、自治体の方々の意見というのも本当に大事にしながら進めていけたらと思っております。

1点、池田構成員がおっしゃったような、ソーシャルワークの方々の質が落ちるといような懸念もある一方で、私が研究調査で2年間、児童養護施設のほうでやった調査では、施設の職員さんが子どもの意見が忙しくて聞けなかったところが聞けるようになったとか、子どもたちの意見を、意見表明権を意識するようになったとか、権利について意識するようになったとか、非常にいい効果を生んでおります。

マイナスだけではなく、もちろん聞くということはちょっと忙しくなるということもあったと思うんですけども、非常にいい意味で好転してきたなというふうに思いますが、また大分での実践でも児相の方々が、ああ、そういうふうに思っていたんだということの気づきが生まれてすごくいい感じで進んでいて、マイナスだけではないので、その部分もし懸念があるのであれば、いい意味でというか、ソーシャルワークはより質を高めるためにあるのだというような認識を書いていただくのか、これからの議論になるのか、そういうことで使っていただける仕組みになるべきだと思っております。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

このフォーマルアドボカシーと呼ばれるものと、独立性のあるアドボカシーがどう連関

していきながら全体の仕組みを作っていくかということに関わるところなのかなと思うのですが、この取りまとめ案でも人員体制のことが書かれていると思うんですが、先ほど栄留構成員から御紹介がありました研究のところでも、子どもの声を聞くといったときにデメリットの一つとして、職員が聞いたからには対応しなければいけないという対応への負担感が挙げられていたかと思います。

そういう意味で、実はその人員体制というのがきちんと整備されていないと、結局、声を上げられるようになった、あるいはアドボケイトを通していろいろなことが見えてきたときに、いや、そんなことは対応できるわけないということで、だんだん矮小化されていってしまったりとか、形骸化してしまったりということが懸念されると思うんです。

やはりフォーマルと独立が対立的なものではなくて、相補的な関係性の中で、全体としてきちんと子どもの意見を基点にしてどうすべきなのか、何をすべきなのかということを考えていくことが大事で、そういう意味で全体のグランドデザインというか、あとは今いろいろ全国で試行的な取組がなされ始めていって、では5年後は何なのかとか、10年後は何なのかということ、この全体としてどういうふうにデザインをしていって、ではいつ法律に盛り込むのが一番適切なのかとか、あるいは法律じゃなかったら別の手法になるのかとか、全体としてそれをどう推し進めていくかという議論がもう少し丁寧になされていく必要があるかなということをおもいました。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、大谷構成員をお願いします。

○大谷構成員 すみません、手短にします。

栄留構成員がおっしゃった、マイナス面だけではなくというお話との関連なんですけど、前にこの研究会で報告の機会をいただいたとき、国連の子どもの権利委員会の同僚委員たちにその国での状況を聞いたときに、アイスランドの委員が、アイスランドにも一応子どものアドボケイトという制度はあるけれども利用されていないとおっしゃったのでとても気になって、それはどうしてなのかと聞いたら、それはケースワークの人たちがそもそも子どもの意見をきちんと聞き、それを考慮し、子どもの最善の利益、原則に従って決定をしている。それで、その人たちも自信を持ってそのようにやっているし、子どもたちもほぼそこに対して信頼があるからだというようなことを言われていました。

ただ、その持ち件数はかなり違う。そういった違いの中での話なのですが、私がさっき申し上げたかったのはそのようなことでして、本来、子どもの意見を聞いて考慮する機関の側のキャパシティをきちんと上げていくこと、そこをやらないと、さっき池田構成員がおっしゃったのはいろいろな議論をしているような制度が入ると、中村構成員がおっしゃったようにいろいろな子どもの意見が見えてきてそれに対応しなければいけないところではしんどくなるんじゃないかという趣旨でおっしゃったんだろうと思うのですがけれども、私は根本的に決定機関の側にきちんと自信を持ってやってもらうための人員の体制、それは持っているケースがどれぐらいかということもありますし、それからもちろん能力

強化や研修というところに力を入れていかなければいけないというのは書かれていると思うんですけども、もっと重視するべきじゃないかということが申し上げたかった点です。ありがとうございました。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

では、永野構成員をお願いします。

○永野構成員 ありがとうございます。

私も共同で提出していただいている構成員資料に方向性として賛成なのですが、相澤座長がさっきおっしゃっていたところで、もしかするとミュートになっていたときに応答いただいていたのかもしれないんですけども、声を上げた子どもが危険になる事態があるのじゃないかとおっしゃったかと思うのですが、そのことはどういう事態なのかがよく想像が働かなくて申し訳ないのですが、そのことが例えば法定化、義務化、何によってそういうことが起こるのかということをもう少し教えてもらえると議論がしやすくなるかなと思ったことと、同時並行で議論が続いている見相なり、その現場のもともとの体制強化ということは、私も以前に発言させてもらったと思いますけれども、やはり意見支援表明員か、アドボケイトかができるということが子どもの意見を聞くことの機能を代替するもの、取り替えるものではない、つけ替えるものではなくて、全体に底上げすることだというふうにやはりはっきりと理解できるような部分が必要なのかなというふうに改めて思いました。

子どもの声や子どもの権利を中心にした仕組みに全体にしていくということの今、大事な分岐点なのかなというふうに思っています。

以上です。ありがとうございました。

○相澤座長 ありがとうございます。

大分、ここで時間を費やしているのでそろそろ次に移りたいんですけども、手短にお願ひしたいと思います。

では、池田構成員をお願いします。

○池田構成員 申し訳ありません。では、手短に申し上げます。

私はケースワークの質という話を申し上げたのですが、私の趣旨は、大谷構成員や永野構成員が今おっしゃったことと全く同じでして、そうなっては大変だ。だから、ちゃんと人員整備をして児童福祉司を支えていくという環境作りも当然していかなければいけないという趣旨での意見ですので、そのような形で5ページか6ページの辺りにもう少し厚く書くということであれば、それは望ましいかもしれないというふうに思っています。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、奥山構成員をお願いします。

○奥山構成員

5ページの【児童相談所等における職員の専門性の向上】というところですが、そこで意見を聞くという、その意見表明権に対する理解だけではなくて、子どもにどうやって意見

を聞いたらいいかとか、そういう手法も含めて、その決定をする人たちがきちんと子どもの意見を聞けるだけの技量を持ってほしいということを書き込むべきではないかなと思いました。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、このところは終わりにしたいと思いますが、私は決してじっくりだけを行っているわけではなくて、スピードを上げながらも、じっくりというよりも確実に制度を作っていくってほしいというつもりで発言したということです。

それでは、続いて「政策決定プロセスへの子ども参画」ということで、11ページから13ページの途中までで何か御意見のある方はお願いします。

堀構成員、お願いします。

○堀構成員 すみません。どうしても前のところの6ページの部分で、1点だけ意見を簡単に申し上げます。

6ページ下のほうの段落で、自ら意見を表明することが難しい障害児や乳幼児にとっても、と書かれているんですが、ここは、言葉により意見を表明することが難しい、というふうをお願いしたいと思います。

こういう表現だと、やはり障害児は意見を自ら表現することが難しいと捉えられがちですけれども、決してそうではありませんので、言葉により意見を表明することが難しいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、永野構成員お願いします。

○永野構成員 ありがとうございます。

11ページから12ページにかけて、前回から構成を変えていただいたところで、個人的にはとても分かりやすくなったなというふうに感じました。

非常に細かいところで申し訳ないのですが、大事だと思うので、12ページの頭に「このため」というところがあると思うのですが、
「諮問機関に」から、子ども・経験者の参画を得て意見を聴取するというのではなくて、委員として任命するという話が出ていたと思うので、これは同義だと思うのですが、これを読むと意見を聴取する対象であるというふうに理解できるので、そういうよりは委員会の委員として任命する。そのときに複数人とかということも実は先にはあるのかもしれないのですが、そういったニュアンスがきちんと含まれるほうが、より言いたいことが表現されるのではないかと思います。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、続いて3の「権利擁護の仕組み」に移ります。

まず1の(1)の「子ども家庭福祉分野での権利擁護の仕組み」までで区切りたいと思います。12ページから23ページの途中まで、御意見のある方はお願いいたします。

奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員

まず1つですけれども、児童福祉審議会を使うということになったときに、ここに書かれているように、児童相談所設置自治体の児童福祉審議会だけが想定されているわけです。そうすると、市町村の子ども家庭福祉に対しては異議の申立てみたいなのができない形になってしまうというのがあるって、そこが児童福祉審議会を使うということのデメリットの一つとして入れておくべきなのかもしれないと思っています。

オンブズパーソン、権利擁護機関の形でやっている、例えば埼玉県などは県のオンブズパーソンでも市町村の問題に関して要請できる形になっていますので、勧告ではなく要請ぐらいはできるのだらうと思うんですけれども、児童福祉審議会を使ってしまうとそれが全くできない危険があると思います。

そのところのデメリットについてあまり議論していなかったので、デメリットの一つとして考えておくべきかと思いました。

23ページまでということなので、とりあえずこれで終わりにしておきます。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、永野構成員お願いします。

○永野構成員 再度、ありがとうございます。

18ページの最後の辺りで、25歳までのことを書いていただいた上で、ビジョンについて付言していただいて、とても大事なことを書いていただいたなと思っています。

18ページの下から4行目の赤になっているところからなんですけれども、「措置を解除する際には保存期間について適切な説明を行う」というふうに書いていただいたのですが、保存期間ももちろんなんですけれども、自分のケアのを知ることができるということを知られないと、ケアや決定についてその後でも知ることができるということを知られないと、そもそもそのことを知らないと説明してほしいとかなかなかいけないと思いますので、その保存期間の説明だけではなくて、知ることができるということ、その権利があるということを伝えるというふうにもう一言入るといいかなと思いました。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、大谷構成員お願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。

この部分は、前回の議論を踏まえて非常に分かりやすく整理していただいたと思います。それで、私の意見は21ページの「アクセシビリティ」のところです。前回は申し上げたことを繰り返して大変恐縮ですが、ここで前回は申し上げたのですが、「アクセシビリティ」のところ「子どもからの意見表明を担保するためには」と書かれているところは、

やはり権利擁護の仕組みの話と意見表明権の話がちょっと混同されているような印象を受けます。

アクセシビリティというのはあくまで権利擁護機関への利用のアクセスの話でして、それは例えば権利救済を求めるという場合もあるでしょうし、あるいは政策提言を求めていろいろな問題について取り上げてほしいといった場合もあると思います。これを全部、意見表明という言葉で表現してしまうのはどうなのか。

その下の段の「子どもが単独で意見を表明することには心理的なハードルもある」と、権利擁護機関にアクセスすること自体を「単独で意見を表明すること」とつなげてしまっているところは、やはりここをちょっと整理していただいて、あえてここで「意見表明」という言葉を使う必要はないし、使うことでより混乱するのではないか。あくまでも子ども自身が、あるいは子ども以外の方がアクセスする場合もあると思うのですが、特にここで言っているアクセシビリティでは「子どもからの」というところが中心だと思いますが、子ども自身が権利擁護機関を利用するには、という言い方でいいのではないかということをもう一度申し上げたいと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。次にいってよろしいですか。

では、最後に「(2) 子どもの権利擁護機関としてあるべき制度」から「おわりに」までです。23ページの途中から最後までで御意見のある方、よろしく申し上げます。

では、奥山構成員をお願いします。

○奥山構成員

先ほど大谷先生もおっしゃってくださったように、かなりいろいろ記載していただいて感謝なのですが、24ページの「自治体の」という上ですね。国のところの下から5行目、「省庁横断的な検討を重ねる必要が生じることから、引き続きの検討課題として位置付けていくべきである。」と書いてあるのですが、ここまで議論が高まってきているわけですし、早急に省庁横断的な会議体を設置するなど、ということを入れていただき、具体的に今こうすべきだということを入れていただいたほうがよいと思います。

それから、後ろのほうにいて最後のところですね。「おわりに」で、27ページのところの下から6行目、「将来的には」と書いてあるんですけども、できるだけ早急に、としたほうがよいと思います。将来的というと、すごく先のような気がしてしまいます。

それからもう一つ、先ほど来、御説明の中でちょっと前に戻ってしまうかもしれないんですけども、全体の説明として14ページで児童福祉法が原点だというようなことが書いてあるのですが、ここも児童福祉法の後ろに子どもの権利条約がある。それで、「はじめに」のところは権利条約から四半世紀たっているということを書きいただいているのですが、これも児童福祉法からスタートよりも、権

利条約があり児童福祉法があるということをちゃんと明記していただいたほうがいいと思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

では、大谷構成員をお願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。

今の奥山構成員の御意見と、24ページに関してはほぼ同じです。ここの書きぶりなのですが、「先述のとおり、本来は子どもの権利全般を対象としてこれらの機能を有する国レベルの権利擁護機関を設置することが求められる」。その次は「他方で」でつなげるのではなくて、このような国レベルでコミッショナーを創設するために省庁横断的な検討を開始すべきである、というくらいで、もちろんこれは皆さん構成員の方が賛成されたらということになると思いますが、そのくらいこのワーキングチームからの意見として提言していただきたいと思っております。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、中村構成員をお願いします。

○中村構成員 ありがとうございます。

「第三者評価の部分」で、「おわりに」の上の「さらに、社会的養護の質を」の辺りについてですが、第三者評価の中にそもそも経験者の評価や、今、生活している子どもたちの評価を入れるというのが、前回私がお伝えしたこととはちょっと違うような気がしています。

もちろん、第三者評価の中に今の生活している子どもたちのアンケートとか聞き取りとかされているというお話が大阪府からもあったかと思うのですが、制度の全体自体の評価とか、第三者評価という既にある評価とは別枠なのではないかと思っておりますが、第三者評価の中に入れてしまうと、第三者評価というのは既に今あるものにくっつけるみたいなイメージがあって、第三者評価と当事者の評価というのが一緒になっているのが読んでみて気になっているというか、あまり上手に表現できなかったのですが、別ではないかと言いたいというところです。

第三者評価の中に入れてしまうと、今のものにくっつけましようかということになると思うのですが、そうではなくて仕組みの評価、経験者からの評価とか、子どもたちからの評価というのが必要だという事です。第三者評価の中に入れてしまうとサービスの施設、施設の個々のサービス評価だけの評価になってしまうのではないかと懸念していますので、別枠でどこかに記載していただけないかという意見です。ありがとうございます。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、栄留構成員をお願いします。

○栄留構成員 先ほど奥山構成員、大谷構成員がおっしゃったことに賛同ということで、ほかの構成員がどうかということをおっしゃっていたので、私も改めてこのオンブズパーソン、コミッショナーについては早急に検討をして制定すべきだというふうに思っています。国連からも何度も勧告があつて、やはり第三者的な立場で制度政策を作り変えていくというのは本当に重要なことで、その辺が今までできてこなかったこと自体が問題だと思いますので、ここは賛同するという事を申し上げたいと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、池田構成員をお願いします。

○池田構成員 ありがとうございます。私も栄留構成員に引き続いて、賛同の意見を申し上げます。

省庁横断的な検討というものは、やはり早急にやっていくべきだと思っています。それで、前回も少し申し上げたところでしたけれども、その省庁横断の検討が必要というときに、こういう課題があるのでということ、課題、課題、課題というふうに挙げられているのですけれども、その書き方を変えて、省庁横断の検討をすべきだ。その際にはこういった先行の取組があるので、そこでの整理が必要だとか、そこでの兼ね合いの検討が必要だというふうに順番を変えれば、進めていくべきだというのが、より強調されていいのではないかと思います。

それと、もう一つ違うことを申し上げますが、このコミッショナーを国レベル、自治体レベルで作っていくというときに、その連携も必要ではないかと思っています。といいますのは、国レベルでというどうしてもある何かの事例があつて、そういうものはたまたまニュースになって、そこで検討が始まるとかという形で、どうしても時々話題の事案に焦点を当てた対応となっていくということも考えられなくはないんですけども、自治体レベルでずっと積み重ねられた議論というものをまさに現場の取組として国レベルに上げていきたいと思いますという取組も必要だと思っております、そこ国との連携というものも大事かと思しますので、そのような記載を何かの形でしていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、堀構成員をお願いします。

○堀構成員 私も、省庁横断的な検討を早急に開始すべきであるということは全くそのとおりだということで強く賛同するという事を申し上げたいと思います。これは、恐らく皆さん共通の理解の御意見ではないかというふうに私は感じています。

もう一点、違うことを申し上げたいのですが、26ページの上のほうの第三者評価の部分

で「児童相談所は努力義務とされており」という部分があるわけですが、これは障害児施設の場合も努力義務であって義務化されていないという問題があります。さっきも申し上げたのですが、障害児施設は非常に権利擁護の対処は遅れているわけで、同じような措置で入所している子どもたちがいるにもかかわらずそのところの乖離が生じてしまっています。ですから、障害児施設についてもやはり義務化すべきであるということをぜひ記載したいという意見でございます。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、奥山構成員をお願いします。

○奥山構成員 1つ、言い忘れました。

26ページの「第三者評価」の下から2つ目の段落の下から2行目で評価機構のところなのですが、**「将来的には」**と入っているのですが、国レベルの評価機構を設置すべきである、にするか、あるいは**「将来的には」**を抜いて、国レベルの評価機構について検討をしていくべきである。検討を将来的にしたらまずいので、検討は早急に開始していただいて、設置はちょっと将来になるかもしれませんが、検討はすぐに開始してほしいと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、前橋構成員をお願いします。

○前橋構成員 ありがとうございます。前橋です。

奥山先生、大谷先生のコミッショナーの点について、私も賛同しますので、省庁横断的な取組をまずは開始するというような方向性を書き込んでいただくというのはいいかと思えます。

それと、私は反応が遅くなってしまったので手を挙げられなかったのですが、ちょっと戻っていいでしょうか。

○相澤座長 はい。

○前橋構成員 見え消しの13ページの「社会的養護の当事者団体の活動の活性化」のところなのですが、ここで国のほうとしてこういうような補助というか、バックアップをしていただけるようになったというのは非常にありがたいことだとは思いますが、施設の側ももう少し頑張ってもらえたらということで、施設の側の当事者のアフターケアであったり団体の育成、あるいはその活動のバックアップというふうなことを、ここで活性化等くらいのところで何か入れられないか。

というのも、施設はそもそも既にアフターケア等、退所後のケアもするということが規定されておりますので、その辺を少し強調していただければと思いました。意見としてどうかと思いましたので、以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、永野構成員をお願いします。

○永野構成員 ありがとうございます。

先ほど中村構成員がお話しされていたことの補足と追加なのですが、26ページの当事者による評価というところが第三者評価という枠組みに入っているのはやはり違和感があると思いますので、前回の立てつけだと「監視、評価」という枠組みの中に「第三者評価」があったと思うのですが、先ほど、「監視、評価」の中に「第三者評価」があるとなれば、その同じレベルで当事者による評価というものが節を分けて入ると分かりやすくなるのかなというふうにも思います。

それと同時に、前回の立てつけだと「啓発」というものが抜けて、それがどこかに吸収されているのだったらいいのですが、ちょっと追いつけなくて申し訳ないのですが、子どもが子どもの権利を知ることができる権利があるということはどこかで記載される必要があって、それはどこが担うかということは大きな課題だと思いますけれども、多分前回からそこが抜けたのかなと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員

今の永野構成員のお話を聞いて、本当は「子どもの権利擁護機関としてあるべき制度」という中に「第三者評価」が入っているというのは気になります。第三者評価というのは子どもの権利擁護機関とは別物だと思っているので、ここは国のオンブズパーソンと自治体を入れたところで、第三者評価に関しては別に項を作って、あるいは評価という項目を作って、そして第三者評価と、それから当事者による評価を入れていただいた方がよいと思います。啓発に関しては国として本来やっていなければいけない問題だと思うので、この部分の権利擁護のところの最初の部分にでも書き入れることが必要かもしれないと思いました。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。

「第三者評価」を別立てにするというのは、私もそのように思います。前回からも、そういう発言をしていたように思います。そのときに、先ほどから中村構成員と永野構成員がおっしゃっている「第三者評価」の前に当事者のということで、多分先ほど奥山構成員も整理してくださったのですが、別立てにし、かつ、その中に当事者、それから第三者というものがあるということだと思います。

そして、子ども自身に権利に関する教育啓発を行うというのは、今日の見え消し版で言うところの14ページの1行目に機能として書いてくださっています。ですから、ここをどういうふうにまとめるかの問題なのかなと思うのですが、前々回くらいから取りまとめに入ってきて議論しているように、権利擁護の在り方ということで、そこで言っている権利というのは子どもの権利全般のことを言っていて、意見表明権だけのことではない。そもそも子ども自身が自分にどういう権利があるか。例えば、暴力を受けないとか、あるいは親から引き離されないとか、教育を受けるとか、そういう話をきちんと本来権利として全部考えているんだと思うのですが、そのことも含めると、今の13ページのところに子どもの権利に関する教育や意識啓発を行うことという話が出てくるんですけども、ここの整理の仕方ですが、すみません。考えながら話しているのでちょっと整理がつかなくなってきたんですけども、ここに一応書かれてはいるので、ここをマルポツで子どもが擁護されるためにはということなので幾つか書いてくださっている、これで足りるのか、もう少しそこを強調する形で書くのかということなのかなと思います。

それと、前に私が提出した資料の中で、権利擁護機関として本来持つべき機能の中に教育、啓発、権利救済、それから政策提言、ほかにも挙げる方はいらっしゃるかと思うのですが、一応その3つが大きな柱だと思いますので、それを入れたのですが、そういう形での整理には今なっていないので、その機関が持つべき機能ということで、そういう整理の仕方もあるかなと思います。

すみません。私が事務局のほうでそういうふうにまとめてくださっている場所がどこかにあるのを見落としているとしたら大変恐縮なのですが。

以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。全体を通して、何か言い足りなかったことはありますか。

堀構成員、お願いします。

○堀構成員 20ページの部分で一言、意見を申し上げておきたいと思います。

赤字の部分なのですが、独立性ということと関わって、調査の要員についても一定の独立性が担保されていることは望ましいということで、「独立性を高めるために、権利擁護調査員を配置することとし、弁護士等を」とあるのですが、権利擁護機関といった場合に、私もオンブズパーソンの経験がありますが、権利擁護機関自体が独立性がある機関なわけですね。ですから、はっきりとした独立性を持っている機関であれば、その機関のスタッフが調査をしていくのがごく自然なことで、監視の場合もオンブズパーソンの下で調査相談専門員がオンブズパーソンの職権調査を行うというか、オンブズパーソンの命を受けてそういうふうな形になっております。したがって、権利擁護機関が独立性がない場合は外部の独立性のあるところに頼まないといけないということはあると思うのですが、児福審の場合も一定の独立性はやはりある機関だと思いますので、児福審で審議してい

れるための基礎的な資料を公平性、客観性を持って収集するということを従来は恐らく児福審の事務局の職員の中でされてきたわけですけれども、それを完全に第三者の機関にお願いしてしまうことができるのか、ちょっとそこが疑問なところではあります。そういうことで、意見を申し上げました。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、池田構成員をお願いします。

○池田構成員 ありがとうございます。

先ほど永野構成員から少しお話がありました子どもの啓発というか、子どもに権利の存在を知ってもらうということに関連しての意見です。

3 ページのところで、子どもの中には大人に意見を表明することに抵抗感などがあって、なかなか言えないということが書いてあるのですが、その原因の一つとして、子どもが自分自身が持っている権利について知らない、あるいは知らされていないということもあるように思いますので、その辺りも付け加えていただくといいのかなと思っています。

それと併せて最後のところですが、構成員御指摘のように、子どもが個々のケースで権利告知を受けるということも必要ですし、あとは学校等の学びの中で自分の権利というものについても学んでいくということが必要だということは付け加えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、おおよその意見が出たというふうに理解してよろしいでしょうか。また、本日は取りまとめ案について皆さんの意見を踏まえながら、一部、修正の必要がございますけれども、全面的に変えていくような新たな検討を要するところまではなかったように認識しておりますが、よろしいでしょうか。

よろしければ、事務局と私のほうで相談させていただきながら、本日出た意見を踏まえて修正を行っていくこととしたいと思います。座長としては、関係者の皆様に理解してもらうために、今、私のほうで全体の仕組みを示す図を作成しておりますので、事務局と相談した上で次回示したいと考えております。よろしいでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○相澤座長 それでは、続いて「子どもの意見聴取について」に移りたいと思います。

資料2について、事務局より御説明をお願いいたします。

○野村企画官 企画官の野村でございます。

資料2についてですけれども、資料自身は前回提出したものと変更はございません。

一方で、意見聴取訪問施設、それからそういった場面において御尽力、お力をお貸しいただける構成員の皆様方は、どこの地域、どこの施設ではどの構成員にお力をお貸しいただけるかとか、そういったような部分、それから説明資料等について今後個別に御相談をさせていただければと思います。

以上でございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

この「子どもの意見徴収について」は、現在中村構成員と川瀬構成員にも御助言いただき、御教示いただきながら、取り組んでおまして、その作成中の資料がございますので、それを画面共有させていただきたいと思います。その上で、川瀬構成員、中村構成員のほうから御説明いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○川瀬構成員 では、よければ中村構成員から先にお願いしてもいいですか。

○中村構成員 ありがとうございます。

子どもたちにこの取りまとめ素案についてできるだけ分かりやすくお伝えし、そしてこの素案についての意見を聞かせていただくということを考えて資料を作成いたしました。

それで、まずはこの素案を見せて、考えて意見を言ってねというのではなくて、子どもの権利条約をカードにして分かりやすくしたものを使い、まず権利を伝えるということからスタートしながらこの素案について聞こうという内容にしています。小学生向けに一応作っていますが、年齢や状況に応じてこのとおりに説明しないかもしれません。その状況とか、雰囲気によってもう少し遊びを入れながら子どもたちの声を聞かせてもらうというように柔軟にしたいと考えているところです。

以上です。川瀬さん、どうぞ。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

学年や発達段階によって内容を変えていく必要があるかと思うのですが、何分、これまで10回議論を重ねてきたものをぎゅっと要約して伝えるというのはなかなかハードルが高いのですが、なるべく難しい言葉を易しく言い換えたりとか、図を使いながらということで、子どもたちに分かりやすく説明できるようにという趣旨で作らせていただいています。

これは構成員の皆様にも後ほど事務局から配付されたりするのでしょうか。御覧いただいて、また御意見があれば適宜修正していきたいと思っています。

以上です。

○相澤座長 では、一通り皆さんに見ていただこうと思いますので、順番に映していただければと思います。

○川瀬構成員 恐らくPDFではないので、字がずれていたりしてちょっとお見苦しいところがあるかもしれないです。

(資料 画面共有)

○相澤座長 今、作っている段階のものでございますが、中村構成員、川瀬構成員、ありがとうございます。

「子どもの意見聴取について」、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

永野構成員、お願いします。

○永野構成員 ありがとうございます。

とても資料を見るとイメージが湧いて、子どもたちも参加しやすいのではないかと思います。

1点なんですけれども、資料2について具体的な地名が挙がった形の資料になっていると思うので、クエスチョンがついてはいるのですけれども、これを公開しないほうがいいのではないかとこのことを思いました。そこまで考えなくてもいいのかもしれませんが、どのような施設や里親さんが協力されているかということがあまり分からないほうが安全かなと思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

では、久保構成員をお願いします。

○久保構成員 今見たばかりなのでちょっとあれなのですけれども、日常の会話の部分ではそのままいいと思うのですが、例えば条約であったりとか、児童福祉審議会とか、そういう専門用語的なところについては口頭でその場で説明するだけでいいのか。年齢に合わせてもう少し何か文字にしておいたほうがいいのかということは分からなかったのですが、実際にそういう子どもさんの声を聞くことがある皆さんに御意見をいただければと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。何か御意見ありますか。

中村構成員、川瀬構成員、何かありますか。

○中村構成員

児童福祉審議会の説明が実はとても大変で、これを子どもたちにどうやって伝えたらいいのか、かなり川瀬構成員と悩みながらまとめたという経緯があります。実際に子どもたちには紙芝居のようにして伝えようと思っていますが、プラスして補足の説明とか、そのときの子どもの質問に丁寧に答えながらのやり取りになるのかなと思っています。できるだけ今、書かれている内容を難しい表現であっても、それをかみ砕いて子どもたちに知ってもらいたいと思っています。

それからもう一つ付け加えますが、今日の議論をせずに前回の素案を基にこの資料を作っていますので、もし今日の議論でまとめられたものができて、それがヒアリングまでに間に合うようであれば少し作り変える必要があるのかなと思って今日の議論を聞いていました。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 ありがとうございます。

今のお話を聞いていて、大人が考えていることをどう子どもに伝えるかという難しさと

いうのもあるということを感じていて、児童福祉審議会のこの権利擁護部会に関しての何か愛称をつけるなど、子どもに分かる簡単な言葉にしななければならないと思います。また、先ほどの意見表明支援員などという言葉ではなくて何らかの子どもたちに即、すっと落ちるような言葉が必要でしょう。要するに行政用語は本当に分かりにくいのです。要保護児童対策地域協議会という言葉ができたときに私は舌をかみそうで全然覚えられなかったのです。普通の人々がすぐイメージできるような愛称みたいなものをつけるべきだというのをどこかに書いておいたほうがいいのかもしいかなと思いました。

○相澤座長 ありがとうございます。

栄留構成員、お願いします。

○栄留構成員 分かりやすい説明で、イメージが湧きました。ありがとうございます。

児福審、児童福祉審議会の相性とか、アドボケイトの相性とかも含めて聞けるといいのかなと、こういう言葉のほうがもっと分かりやすいとかですね。

あともう一点は、私たちが科研費でアドボケイトの分かりやすいアニメCMを作っていて、4分間なんですけれども、これを大分県ではモデル事業で使っていてユーチューブにもアップされているのですけれども、私のでなくてもいいですが、何か分かりやすい動画だとか、絵だとか、そういうもので説明するのがいいかと思いますので、そういうものも参考にさせていただけたらいいなと思ったところでした。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

予定の時間が近づいてきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、この子どもの意見聴取の詳細につきましては、また中村構成員と川瀬構成員と皆さんから今日いただいた意見を踏まえながら少し調整させていただいて、個別に皆様方と相談させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、最後に事務局から次回日程など、連絡事項をお願いいたします。

○野村企画官 今日は、御意見をいただきましてありがとうございました。今後は、子どもの意見聴取を行った上で、次回のワーキンググループでございますけれども、一応5月21日の12時からを予定しております。御出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○相澤座長 それでは、本日のワーキングはこれにて閉会といたします。今回は予定どおり時間を終わらせていただきまして、御協力ありがとうございました。また、皆様、次回よろしくどうぞお願いします。

ありがとうございました。